

令和7年度

第26回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年8月12日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第4条許可指令書の返納について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第7号	非農地通知について

出席委員（15名）

1 番 井口 健
2 番 中村 弘
4 番 曾根 光彦
5 番 小方 保寛
7 番 谷河 績
8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二
10 番 森 博克
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行

15番 堀 良子
16番 湯川 徳弘
19番 岩橋 章博

欠席委員（3名）

3番 吉中 雅三
17番 貴志 年伸
18番 藤井 友彦

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
企 画 員 森元 美沙
主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第26回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月28日、井口委員、中村委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉中委員、貴志委員、藤井委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、岩橋委員、井口委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規

定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、15件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 3は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

No. 10は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

No. 11は住所が・・・ですが、定期的に帰省するため自身で管理するとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で4件ありました。

なお、No. 2は、P19の議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 2と関連で、No. 3とNo. 4は、P14の議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件で、令和7年4月2日届出分の転用面積変更に伴う再度の届出です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

7月22日付、7月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に

よる農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

7月22日付、7月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条許可指令書の返納について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化調整区域内の農地転用の許可に係る許可指令書の返納で1件ありました。

令和5年11月22日付で、許可指令書を交付しましたが、当初の計画面積に変更が生じたため返納するものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が1件ございました。

No.1 昭和55年頃から住宅用地の

一部として使用している

これは、非農地証明の交付条件（４）もしくは（５）の土地であり、（７）から（９）の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第１号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第１号は可決と決定しました。議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第３条の規定に基づく許可申請で８件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、Ｎｏ．１は報告事項農地法第１８条第６項の規定による通知のＮｏ．３、４と関連、Ｎｏ．２は市街化区域の新規耕作で鍬などを使い家庭菜園を予定、Ｎｏ．３は市街化区域の新規耕作で鍬などを使い柑橘や野菜を栽培予定、Ｎｏ．５は叔父からの持分贈与、Ｎｏ．７は市内新規耕作で紀の川市で３４、０００㎡程の畑を耕作、現地は耕運機などを使い野菜を栽培予定です。

なお、Ｎｏ．７については現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） Ｎｏ．７について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので井口委員さん報告願います。

◆１番（井口 健） 議案第２号 Ｎｏ．７について報告します。

本件は、新規就農で農地法第３条の許可申請です。

７月２８日、私と中村委員それに事務局と共に現地調査をし、譲受人の・・・他行政書士１名から事情聴取を行いました。

申請地については議案書及び説明資料のとおりであり、・・・から直線で約４００ｍの地点にある５筆合計２、２６９㎡の第１種農地です。

地目はすべて田、現況は除草剤を散布し農地の雑草管理のみを行っている遊休農地となっています。

対象農地の一部には大きな果樹の木がそのまま残っていました。

周辺農地も果樹栽培と水稻栽培が混在しています。

申請者については・・・でかき、はっさく、キウイを栽培する果樹農家です。

８９歳という高齢でありながら申請者を中心に娘婿外３人で栽培面積３万３千㎡（約３町３反余り）を管理しています。

また、申請地は、自宅から約２０kmと遠距離ではあるが、交通事情はよく通作距離や通作時間に不安は感じないとして、トマト、ナス、キュウリ等の野菜作りに意欲を燃やしています。

畑に再生については所有する農機具としては、バックホー、トラクター、軽トラック、管理機であり、特にバックホーとトラクターを駆使して、当該遊休農地を畑に再生することは可能である、と自信を見せて

います。

目標については60年間培ってきた営農経験を基に違う環境での野菜づくりを推進し、近い将来新たな体験型農園の開設も視野に入れて耕作していくとの事です。

本件については、付近の農地への影響や用水路等への被害はなく、加えて東山地区の遊休農地の解消にもつながると考えます。

報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、提案いたします

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、令和7年9月5日から9月12日までの和歌山地方裁判所の一般競争入札参加の為の証明願であります。

新規就農でレモンを耕作予定です。

また、証明発行後、願出人が競落し農地法第3条の許可申請のあった場合には、会長専決にて処理してよろしいかをご審議願います。

なお現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので井口委員さん報告願います。

◆1番 （井口 健） 議案第3号 No. 1について報告します。

本件は、農地法第3条に係る買受適格証明願であり、7月28日私と中村委員それに事務局と共に現地調査をし、譲受人・・・本人から事情聴取を行いました。

申請地については議案書及び説明資料のとおりであり、・・・にある耕作放棄地で進入路のない第1種農地です。

地目は田、現況は雑草が生い茂って7から8年経過しており用水路からの水の浸水で湿地帯となっています。

面積は2,617㎡です。

近くには30戸程度の住宅があり閑静な場所となっています。

申請者については・・・に居住する・・・です。

実家が・・・で「みかん・かき・はっさく」を栽培する果樹農家であったため、定年近くになり無農薬での果樹栽培に興味を持ち安く手に入る農地を探していました。

農業経験については全くないので実家近くの友人から指導を受けながらの就農となります。

また所持する農機具についても何もなく、実家近くにいるみかん農家の友人からリースで借りるとのことです。

栽培予定品目は果樹で、実家ではこれまで栽培してこなかったレモンです。

以上、耕作計画等はすべて机上での考えであり、レモン苗木の仕入れ先や販売先など具体的なものは何もありません。

本件は、農地の競売に入札して農地の所有権を取得しようとするものです。

耕作計画や競売農地に対し解決すべき問題点は残るものの、「入札希望者が農地法

上の許可要件を備えている。」と判断せざるを得ない、と考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） 地元農業委員として発言します。

この・・・という人は農地を買い受け農業しないという違法状態ですね。

この人に2回訪問しました。

虚偽の申請で3条申請をして農地を取得し、その先には金儲けをしようとする不正なやり方は農業委員会の不信用、不名誉にかかわりそのような事はおきません。

2回目も訪問し、農地法第3条の違反なのできっちりと処理するように伝えました。

辻推進委員も同行しております。

また水利費の賦課金も支払いされておられません。

この顛末について事務局に報告しております。

この土地については水田ならできますがレモン等は一切できません。

また進入路のない農地です。

地域の耕作放棄地がますます悪化して地域のひとは大変危惧しております。

なんとか法律で罰する方法はないでしょうか。

◆清瀧主任 番外 今の発言の中で湯川委員が面談されたというのは今の農地の所有者である・・・でよろしいですね。

今回の競売買受適格証明願については、今の所有者である・・・は非常に問題のある人物であると思われます。

この方は新規耕作で農業を行うという形

で当委員会が許可を与えて農地を取得したもののそのまま耕作放棄し、挙句の果てに借金にて競売に出すという形になっています。

今回の申請は新しく・・・が買う案件なので、前の持ち主である・・・については別に考えるべきと思います。

ただし、・・・自身も先程、井口委員が言われたみたいに非常に大丈夫だろうかと思われる部分が聞き取り調査の中でたびたびございました。

しかしながら要件についてはすべて押さえておりまして、たとえば先程の水田としてしか使えない、レモンなどとんでもないといったことについては競売の値段が2反ほどが・・・ほどで出ています。

非常に安価に取得できるのでお金をかけて造成すると聞いております。

本人が57歳ということで近々定年を迎える。

定年後はここで細々と農業をしたいということで農業に携わる時間もクリアできることになります。

進入路についても北側の住宅の横に私道があり、そこを通らしてもらう同意書を許可までに必ずとってきますという誓約書がついております。

こうなるとこの人が本当に農業するか疑わしい部分はあるものの、条件的には不許可とする条件がないため事務局としては許可相当案件であると判断します。

◆19番（岩橋 章博） 今、事務局の説明の中で、落札後進入路で私道を通る同意を必ず貰いますという誓約書がついていますが、もしもこの同意書が貰えない場合はどうなりますか。

◆清瀧主任 番外 この件に関しましては許可までに進入路の同意を得ますという誓約書が出されているので同意が無ければ許可できない事としますが、それでも強行に同意が許可の絶対条件なのかという話になりますと、民法上は無道路地に関して裁判を行えば通行は確保できることとなるため、このことをもって絶対の不許可条件とすることは難しいと思われるものの、誓約をもとに同意が無ければ許可しないをしたいと考えています。

◆19番 (岩橋 章博) 本件は落札後の3条許可は会長専決となっていますが、通行同意書が付いていない場合は総会に諮って決議してほしいと思います。

◆会長(谷河 績) そういうやり方できますか。

◆清瀧主任 番外 競売の手続き上、落札後所有権移転までどのぐらいの猶予期間があるのかわかりませんので執行官に確認する必要があります。

◆会長(谷河 績) 確認してもらい期間の余裕があれば進入路の同意を条件に許可を行うということでよろしいですか、ほかに意見はありませんか。

(意見を述べるものなし)

ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は進入同意を条件として許可とします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の東側隣接地に居住する個人で、新たな家族も増え、現在の住居では手狭となってきたことから、父親とともに耕作している農地にも近い当該申請地を農業者住宅として転用申請するものです。

この案件は一般基準を満たしていると思われま。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番 (湯川 徳弘) 農業者住宅の転用面積の上限というのがありますか。

◆清瀧主任 目安として1,000㎡というのがありますが農業用倉庫と併設や土地の形状が良くない、進入路等の事情に合理性があればこれを超えることは可能です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号についてほかにご意見ありませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、将来を見据え新居を構えるため、教育施設が近く、生活環境の整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

Ｎｏ．２ 申請地は、・・・に位置し、おおむね５００ｍ以内に市の支所があるため第２種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、以前より貸借していた大規模な駐車場をやむを得ず返却することになり、車両置場が不足していることから、既存の自社駐車場に隣接する当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、・・・については、Ｐ７の報告事項 農地法第１８条第６項の規定による通知についてのＮｏ．２と関連です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、Ｎｏ．２につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後３年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、Ｎｏ．２については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） Ｎｏ．２について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆２番 （中村 弘） 農地法第５条許可申請Ｎｏ．２について報告します。

７月２８日に井口委員と事務局職員と共に現地調査に行ってきました。

申請地は議案書どおりで転用目的は露天

駐車場です。

その後申請人・・・ほか２名と事務局職員で事情聴取を行いました。

申請理由ですが昨年大規模な駐車場を返還せざるを得なくなり、農地転用し駐車場にさせてもらったが未だ駐車場が不足している状況が続いており、土地を探していたところ昨年転用した駐車場の東隣の３筆１、４９３㎡の農地を譲ってもらい効率よく使用できることとなるため申請に至ったとの事です。

転用の必要性で申請面積について今回の申請により合わせて約３、０００㎡となるため利用効率があがるとのことです。

今回の申請地でなければならない理由としては市内に点在する駐車場を集約したい為です。

排水計画で用水路への影響については雨水を敷地内で集水し・・・の同意を得た以前からある管を使用し南側公共水路に放流する計画です。

転用の実現性については１メートルを埋立、砕石仕上げで既存の駐車場の東側中央付近よりスロープで下り大型車１２両や自家用車等を置く予定です。

以上報告を終わります。

委員皆様の慎重なご審議よろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第５号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第５号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画
に対する意見について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と
共に配布しておりますのであわせてご覧く
ださい。

本件は、農地中間管理事業の推進に関す
る法律に基づく貸借の設定で、新規の契約
が5件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間
は議案書のとおりです。

面積は、田のみで5, 856㎡です。

なお、No. 4は中北推進委員によるあ
っせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、
説明が終わりましたが、この議案について、
何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます
ので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案
いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「
農地法の運用について」第4（3）の規定
に基づき、農地法第2条第1項に規定する
農地に該当しないと判断するものです。

山口地区滝畑で（8件、23筆）を西川
推進委員と共に、安原地区相坂で（9件、
10筆）を松尾推進委員と共に現地調査を
行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象
であると認められる農地の所有者に対し非
農地判断に係る事前通知を行ったところ、
非農地通知依頼書5件の提出がありました。

面積は田が1筆538㎡、畑が4筆1,
600㎡、合計2, 138㎡です。

議案書番号1～5について、非農地通知
書の交付基準、農業的利用を図るための条
件整備（基盤整備事業の実施等）が計画さ
れていない土地であって、20年以上前か
ら森林の様相を呈しているなど、農地に復
元するための物理的な条件整備が著しく困
難な場合の条件を満たしていると思われま
す。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、
説明が終わりましたが、この議案について、
何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます
ので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようございま
すので第26回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会